

令和5年5月1日

保護者、生徒の皆様へ

石川県立羽咋工業高等学校

校長 中越 顕治

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う
県立学校における主な対応について

文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定され、令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校における主な対応は別紙のとおりとなります。

保護者の皆様におかれましては、ご理解のほど、宜しくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う
県立学校における主な対応について

(令和5年5月8日以降)

1. 平時の感染症対策

①マスクの着用

・基本、学校側からマスクの着用を求めることはありません。マスクの着脱は個人の判断によります。

②健康観察

・体温を測定するなど、健康観察は引き続き行ってください。なお、学校への報告は必要ありません。

・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、医療機関で受診するなどし、無理をせず自宅で休養してください。ただし、感染が判明した場合は、出席停止となりますが、それ以外は欠席となります。

2. 感染流行時の感染症対策

①教職員がマスクを着用する又は児童生徒等にマスクの着用を促すことがあります。

②同集団に多数の感染者が確認された場合は、校長がその集団の臨時休業を判断することがあります。

3. その他

①出席停止

・感染が判明した児童生徒等に対しては、出席停止の措置を講じます。

②出席停止期間の基準

・発症した日を0日とし、次の日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

③濃厚接触者

・感染者の同居家族や感染者とマスクを外しての会話などをしていても、濃厚接触者の特定や行動制限は行われないことから、出席停止の対象となりません。

④出席停止となる他の場合

・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなど、合理的な理由があると校長が判断する場合には、これまでと同様、出席停止とする。また、医療的ケアを必要とする生徒等及び基礎疾患等があることにより重傷者リスクが高い生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合についても出席停止とする。